

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成28年8月25日(2016.8.25)

【公開番号】特開2015-75720(P2015-75720A)

【公開日】平成27年4月20日(2015.4.20)

【年通号数】公開・登録公報2015-026

【出願番号】特願2013-213467(P2013-213467)

【国際特許分類】

G 02 F 1/1368 (2006.01)

G 09 F 9/30 (2006.01)

【F I】

G 02 F 1/1368

G 09 F 9/30 3 3 8

【手続補正書】

【提出日】平成28年7月11日(2016.7.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

基板と絶縁膜との間に設けられた走査線と、

表示領域において、前記絶縁膜の前記走査線とは反対側に設けられた第1トランジスター、および該第1トランジスターに電気的接続された第1画素電極を備えた第1画素と、

前記表示領域と隣り合う領域において、前記絶縁膜の前記走査線とは反対側に設けられた第2トランジスター、該第2トランジスターに電気的接続された第2画素電極を備えた第2画素と、

を有し、

前記第1トランジスターは、前記絶縁膜に形成された第1コンタクトホールを介して導通する第1ゲート電極を備え、

前記第2トランジスターは、前記絶縁膜に形成された第2コンタクトホールを介して導通する第2ゲート電極を備え、

第1コンタクトホールおよび第2コンタクトホールは、平面サイズが異なることを特徴とする電気光学装置。

【請求項2】

前記第1画素は表示画素を構成し、前記第2画素は前記基板と前記絶縁膜との間で前記第2画素電極と重なる遮光層を備えたダミー画素を構成し、

前記走査線が延在する第1方向および前記走査線の延在方向と交差する第2方向のうちの少なくとも一方において、前記第2コンタクトホールの端部と前記走査線の端部との間隔が、前記第1コンタクトホールの端部と前記走査線の端部との間隔より広いことを特徴とする請求項1に記載の電気光学装置。

【請求項3】

前記第1コンタクトホールおよび前記第2コンタクトホールは、前記第1方向の寸法と、前記第2方向の寸法とが相違しており、

前記第1方向および前記第2方向のうち、前記寸法が大の方向において、前記第2コンタクトホールの端部と前記走査線の端部との間隔が、前記第1コンタクトホールの端部と前記走査線の端部との間隔より広いことを特徴とする請求項2に記載の電気光学装置。

【請求項 4】

前記第2方向において、前記第2コンタクトホールの端部と前記走査線の端部との間隔が、前記第1コンタクトホールの端部と前記走査線の端部との間隔より広いことを特徴とする請求項2または3に記載の電気光学装置。

【請求項 5】

前記第2コンタクトホールの端部と前記走査線の端部との間隔が、前記第1コンタクトホールの端部と前記走査線の端部との間隔の1.10倍以上、1.50倍以下であることを特徴とする請求項2乃至4の何れか一項に記載の電気光学装置。

【請求項 6】

前記第1ゲート電極および前記第2ゲート電極は、平面サイズが等しく、

前記第2コンタクトホールの平面サイズが、前記第1コンタクトホールの平面サイズより小であることを特徴とする請求項1乃至5の何れか一項に記載の電気光学装置。

【請求項 7】

前記第1コンタクトホールは、前記第1トランジスターの半導体層を挟む両側2個所に設けられ、

前記第2コンタクトホールは、前記第2トランジスターの半導体層を挟む両側2個所に設けられていることを特徴とする請求項1乃至6の何れか一項に記載の電気光学装置。

【請求項 8】

前記走査線と前記遮光層とは同一の遮光膜からなることを特徴とする請求項2乃至7の何れか一項に記載の電気光学装置。

【請求項 9】

請求項1乃至8の何れか一項に記載の電気光学装置を備えていることを特徴とする電子機器。